

オプス・デイ属人区が行なう使徒的、
キリスト教的養成活動中に行われた、
成年者に対する虐待の告発、
及び報告に関する調査規程

序文

第1条

第1項 カトリック教会と、その一部である聖十字架とオプス・デイ属人区（以下、属人区）は、未成年者に対するすべての虐待を、神に対する侮辱であると考え。最も弱い立場にある人々、愛する者の中にある神の 似姿を侮辱し、修復困難に至るまで傷つけ、その結果、信仰とキリスト教生活の中心的な側面を嘆かわしくも 踏み躪る重大な侮辱であると考え。この種の犯罪は、イエス・キリストとその教えに従うよう助ける義務のある人々によって犯された場合、小さい者たちに対する愛情あふれる神の、子供達に対する心遣いの証人になるべき者であるが故に、特に非難されるべきである。これらの理由から、教会はそのような行為を防止するよう極力努力しているが、それにも拘らずそのような行為が発生した場合には、刑事的手段か、他の司牧的手段かを問わず、厳格に対処するよう努める。「未成年者を効果的に保護し、人間人格の尊厳に相応しい人間的靈的な発達を保証する義務は、教会と教会の成員すべてが世界に広める福音の構成部分である（2014年3月22日、未成年者の保護のための教皇庁委員会設置規則）。

第2項 2015年4月20日（2013年6月30日文書改訂版）によって、未成年者擁護規程が属人区日本地域に与えられた。指針は、未成年者に対する司祭による性的虐待の告発、或いは情報があった場合、司教と司教に相当する者が、2011年5月3日の『回覧』に含まれている教理省の指針に沿った、明確で一貫した調整された規程を備えるべきであるとだ定めたものである。2020年2

月 22 日、自発教令 *Vos estis lux mundi*（以下、VELM）が出された後、オプス・デイ属人区長は、教皇フランシスコがバチカン市国のために 2019 年 3 月 26 日の規範の中で示した未成年者や弱者（弱い立場に置かれている成人）の保護のための大綱を属人区に適用し、あらゆる種類の虐待に対する指針（以下、『属人区長指針』）を公表した。その『指針』に定められた任務を果たすために、属人区の日本における地域代理は本規程を定める。なお、この規程は、日本の司教協議会及び日本の法律が将来与える指針に応じて修正されるものとする。

第 1 部

諸規則の内容と適用範囲

第 2 条

年少者に対する性虐待、或いは虐待（身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待）の告発、あるいは報告（『教会法典』、以下、CIC1717 条第 1 項参照）が本規程の範囲に属する。即ち、それら虐待が聖職者あるいは信徒として属人区の権威者の下にある信者による行為に帰せられる場合、その調査は属人区の地域代理の権限である。

第 1 項 これらの規程が属人区の信徒信者に適用されるのは、地域代理の権威の下で、キリスト教的形成や霊的指導を提供する属人区の使徒的活動に携わっている際に行ったとされる行為に関する告発である。

第 2 項 聖職者が教区権威者によって正式に委託された役務に従事している間に罪を犯した場合、教区権威者との密接な連携のもとで行動すべきである。

第 3 条

属人区に委託されているか、あるいは属人区が主催する使徒的活動、あるいはキリスト教的養成活動中に、属人区にも奉献生活の会にも属していない期間における聖職者に対して告発がなされた場合は、本規程の 33 条を適用する。

第4条

本規程が「性的虐待」或いは「性的虐待もしくは虐待」という時、いわゆる性的虐待だけでなく、属人区長の指針で扱われている行為を含むものとする。

第1項 性虐待とは、CIC1398条が定める十戒第6戒に反する犯罪のことである。(2021年5月23日、使徒憲章 *Pascite Gregem Dei* 参照)

第2項 「未成年者」とは、18歳未満の者であり、常態的に性の判断が不十分な者をも含む (SST, art. 6 § 1, 1^o参照)。

第3項 本調査規程における「心身の弱い人」とは、病人、心身の働きに欠陥を有する人、一時的であっても理解したり、意志したり、侵害に対して抵抗したりする能力が制限されている個人で、事実上自由を欠く状態にあるすべての人のことである (VELM, art. 1 § 2 a-b) 参照)。

5条

属人区がその霊的面に責任を有する施設やプロジェクトで働く信徒従業員、あるいはボランティアが犯したとされる虐待の告発あるいは報告については、属人区の権威者の指名を受けていないポストと役割に就いている人の場合、地域代理は属人区と施設あるいはプロジェクトとの間に交わされた合意に従い、本規程31条に則って扱い、未成年者の保護に固有な規程に従うために、受領した情報を当該団体に伝える。

第6条

上記の場合も、また属人区の信徒信者が本人の専門である活動、あるいは個人的活動に従事する間に犯した虐待に関する告発、あるいは報告の場合も、属人区の信者であれば、本人に相応しい罰の決定、あるいは他の決定を採用するために事実の調査を行う。

第7条

神法、あるいは教会法上の特に重大な違反に関する報告で、教会法上は具体的な犯罪として特定化されていない罪であるが、至急、躓きを避け、あるいは躓きを償う必要のある時、地域代理は教会法CIC第131条に則って、本人にその行為を止めるよう命令し、その行為を止めない場合は、犯した罪のために定め

られた罰を定めることができる。それが賢明であると判断されるなら、自動罰（*latae sententiae*）もありえる。万一、その予防的措置が既に遅きに失し、また不十分であることが判明すれば、本規程の定めに則って、予備調査、および、必要な場合は、この種の行動を罰するために教会法（CIC 第 1399 条）に従って、裁判あるいは処罰訴訟を起こすことができる。

第 2 部

責任を有する教会権威者及び補助機関

第 1 章

責任を有する教会権威者

第 8 条

これら諸規定に関する調査の責任を有する権威者とは、当該地域裁治権者としての属人区地域代理である（『オプス・デイの規約』、151 条、第 1 項参照）。

第 9 条

これら諸規定に従って、他の人々も調査を補助し、意見を述べることができるが、地域代理の判断に取って変えることはできない。

第 10 条

属人区の聖職者が上記の罪の一つを犯したとの報告を受けた属人区の裁治権者は、自発教令 VELM 第 2 条 3 項に従って、事件が起ったとされる土地の教区裁治権者に遅滞なく、受領した報告を伝達し、本件の処理方法について同意すること。

第 11 条

性虐待の犯罪は教理省に留保されている（SST, 第 6 条 1 項参照）。従って、予備調査が終わり次第、実施された法的手続きを教理省に送付しなければならない。告発を保管する決定がなされた場合も、同様である。

第 2 章 諮問委員会

第 12 条

属人区の信者が性虐待、あるいは虐待（身体的、或いは心理的、ネグレクト）を行ったという告発、あるいは他の報告に関して、備調査を実施するために、地域代理の諮問機関としての顧問委員会を置くべきである。諮問機関の権限は次の通りである。

第 1 項 本規定を検討し、改定（アップデート）案を提出する。

第 2 項 真実性に関して疑いのある場合、その告発或いは報告 の評価すること、及び本規程の 34 条第 4 項に定められた予備的措置を各々の場合に摘要することが適切か否かを決定するにあたり、地域代理に助言する。

第 3 項 諮問委員会のメンバーは職務上の守秘義務があり、CIC 第 1455 条第 3 項の定めに従って行動すべきである。地域代理は、私生活に関する事柄の保護と庇護を常に心がけ、具体的なケースで影響を受けた人、および調査された人や被疑者に対する援助や司牧的専門家の同伴の可能な形式について、意見を求めることができる。また医療および社会的支援の方法、権利とその行使方法を教えること。当該権威者への上訴の便宜を計り、肖像権とプライバシーを保護することなどについてである。以上すべてを、常に関係者の意見と必要性を考慮して行なう。

第 4 項 任務遂行中に、地域代理或いは調査官が、その権限に関する事柄について、助言が必要だと考えるなら供する。この場合、諮問は必要不可欠以外の個人情報と身元を明かすべきではない。

第 5 項 属人区の信者に対する虐待の告知、あるいは報告を受けた場合、直ちにコーディネーターに知らせなければならない。

第 13 条

諮問委員会は少なくとも 5 名の委員によって構成される。委員は模範的な行動と正しい基準の人でなければならない。委員の大多数は男女の信徒信者である。委員会の委員長は、数年に渡る司牧者経験と正しい基準を有する属人区の司祭とする。又、少なくとも委員の一人は虐待や未成年者虐待問題を扱う経験のある者とする。

第 1 項 本委員会の委員の中に次の分野の専門家が加わるよう努力する。即ち、教会法（本規程第 50 項及び CIC 第 1718 条第 3 項参照）、刑法、民法、心理学、倫理神学あるいは倫理学の専門家。

第 2 項 地域代理が任命する諮問委員会委員の任期は 5 年とするが、再任を妨げない。地域代理は地域の評議会メンバーの一人に諮問委員会会議に出席するよう依頼できるものとする。

第 3 項 諮問委員会は委員長の定めた構成に従って、地域代理が召集した場合だけでなく、役目を果たすために必要な時は、常に頻会議を開くことができる。

第 3 章

未成年者保護のコーディネーター

第 14 条

属人区長の指針第 8 項に従って VELM 第 2 条第 1 項をも適用する方法として、地域代理は未成年者虐待の告発、あるいは報告を受ける責任者、つまり未成年者保護のコーディネーター（以下、コーディネーター）を任命する。諮問委員会委員もコーディネーターになりうるが、必ずしも委員である必要はない。いずれにせよ、任命される信者は 10 年以上属人区に所属する者でキリスト者として正しい生活を送り、賢慮と共感、教理、その他属人区長の指針（9-10 項参照）が述べる特徴を顕著に備えた人物であるべきであり、心理学の知識を有することが望ましい。

第 15 条

コーディネーターは告発あるいは報告を尊敬と理解、慈しみの心で受理すべきであり、告発あるいは報告を行なう者が必要とすることに耳を傾け、すぐに理解し、機知と感性をもって受け入れる心をもつべきである。

第 16 条

誰もが容易にコーディネーターに連絡できるよう、インターネット上にあるオプス・デイのホームページ (www.opusdei.org) に、コーディネーターとの迅速な接触を可能にする目的で電話番号とメール・アドレスを判りやすい形で掲載すべきである。同じ情報は属人区の各センターで入手できるようにする。同時に、希望者はオプス・デイの、常に最新のホームページを通して情報送付が容易にできるようにすべきである。

第 17 条

地域代理はコーディネーター補佐を任命する。補佐はコーディネーターと同等の条件を備えた者で、コーディネーターの役目を補佐し、必要な場合は、その代行をする。補佐は、属人区長指針第 8 条に従って、具体的に次の役目と責任を有する。

- 1 属人区長指針に述べられた行動に関するすべての告発、或いは報告を、直接、或いは第三者から、受け取る。告発者、および推定被害者に対して、受領書を発行する。
- 2 被告或いは推定被害者の身元確認のため、必要な資料、また報告の事実と被害者に関するその後提出された資料を収集する。
- 3 教会法上及び民法上の、一連の訴訟手続きについて、告発者、及び、必要な場合は、推定被害者に助言を与える。
- 4 推定被害者に対して最初の個人的かつ思いやりの心で同伴する。
- 5 口頭による告発の場合、発言内容全体を記録し、告発者或いは情報提供者のために読み、記録された内容に同意するなら署名を、訂正箇所があれば指摘してもらう。記録に内容について、同意はするが、署名を望まない場合は、コーディネーターがその旨を確認し、また実際に行われたことをも確認する。ただし、そのためには教会法上の公証官の出席が要請される。

- 6 地域代理に、告発と既に行なわれた手続きの公式記録を迅速かつ慎重に送付し、発送日の記録を文書に残して告発者に知らせる。
- 7 教会法 1455 条第 3 項に従って、職務上の守秘義務を遵守する。
- 8 手続きについて定期的に地域代理に報告する。

第 18 条

適切と思われる場合、推定被害者が必要とする司牧的或いは医療な援助について考えるために、必要なら、コーディネーターは、推定被害者と地域代理或いは調査を依頼された者との面接の便宜を図る。

第 19 条

情報或いは告発を地域代理に送付するにあたって、考慮すべき事柄の諸局面に関する印象だけでなく、報告者或いは告発者及び被害者とされる人に同伴し、司牧的心理的援助を提供するために必要な措置を提案する。

第 20 条

コーディネーターは、諸文書を収集し、地域代理に送付した後、受領した告発及び報告などの関係書類を保存してはならない。地域代理は、諸文書を関係部門に回すことができるが、その記録及び保存に関しては、教会法の諸規定（参照 CIC 第 489-490 条）に従わなければならない。

第 21 条

コーディネーターは、属人区長指針に定められた予防規定の遵守と調整と確認において、地域代理に協力する。同様に、属人区の領域内で未成年者および心身虚弱者との接触について予防と養成活動の実現を促進すべきである

第 3 部

擁護すべき善益

第 22 条

告発を受領し、調査するとき、現在有効な教会法及び国内法の諸規定を注意深く遵守し、関係する善益を擁護しなければならない。

第 1 項 推定被害者に関して、

- a) 推定被害者を養護し、支えと和解を見つけるために、援助を行なう。
- b) 霊的、心理的援助を提供する。
- c) 告発者には耳を傾け、敬いの心を以て接する（本規程第 15 条参照）。ゆるしの秘跡の尊厳に反する（SST 第 4 条）性的虐待の場合、本人の名前は、告発者が明白に同意しない限り、被告にもその守護者にも知らされないことを伝える必要がある。

第 2 項 告発された者、或いは調査された者について、

- a) 自らを弁護する基本的な権利（本規程、第 37 条参照）が、後になっても損なわれることのないよう注意すべきである。
- b) 訴訟のどの瞬間においても聖職者の公正かつ相応の生活を保障すべきである。
- c) 未成年者にとって危険であるか、社会で躓きになる恐れがあれば、聖職者にその役務を公に行使させるべきではない。

第 4 章

告発及び報告の仕方と受け方

第 1 章

告発及び報告の仕方と受け方

第 23 条

VELM 第 3 条第 1 項の定めを害することなく（規程第 4 条参照）、属人区の他の信者が犯した性虐待と虐待について知った場合、或いはその種の行いが犯さ

れたと疑うに足る十分な理由がある場合、属人区の信者は誰でも、できる限り早急に、また正確に、コーディネーター、或いはVELM第3条第1項に指示されている裁治権者の一人に報告しなければならない。ただし、霊的指導の秘密、ゆるしの秘跡の封印、或いはCIC 1548条第2項で想定されている事案を侵害する場合を除く。

第24条

コーディネーターは、告発、或いは報告をしたいと望む者と、遅滞なく、できれば連絡を受領した時点から24時間以内に面接し、面接の内容を必ず地域代理に伝えることを告発者、或いは報告者に保証する。

第25条

コーディネーターは、推定被害者の両親、或いは代理人が訴えを提出していない場合、彼らと面談をしなければならない。

第26条

コーディネーターはさらに、被害者と推定される者が個人的に告発していない場合、本人と面談しなければならない。その前に、この面談が適切かどうかを考え、本人の両親あるいは代理人の同意を得なければならない。これらの人々、または彼らが選ぶ人々が、その面談に立ち会う。このような配慮は、訴えに関する事実が起こってから時間が経過し、推定被害者が成人になっている場合は、必要ない。

第27条

コーディネーターは、告発者、或いは報告者に、書面で報告書を提出するように依頼する。推定被害者が成人に達していない場合、推定被害者の両親もしくは代理人に依頼する。報告書作成の便宜をはかるため、この規定に添付する質問表（付録IV）のコピーを送るのが望ましい。もし、コーディネーターが告発する人の年齢や教育レベルから見て、報告書を作成するのが困難だと判断した場合は、コーディネーター自身が作成することができる。作成後、当事者に報告書を見せて、当事者の発言が正確に記されているかどうか確かめた上で、署名を求める。コーディネーターも署名する。

第 28 条

コーディネーターは、推定被害者、その両親、或いは代理人、また告発者或いは報告者、或いはその他のいかなる人との間で交わされた会話を逐一記録しそれを保存する。会話に関する筆記された告発に関する報告の記録についても同様である。

そうするに当たり、また一般的性虐待に関するいかなる情報の場合も、参加者についての情報は、必要な内密性を守り、有効な情報保護の法律（CIC 第 471 条第 2 項、VELM 第 2 条第 2 項参照）を遵守すべきである。コーディネーターは職務完了の後、本規程第 20 条に従って本記録を処理する。

第 29 条

匿名の告発或いは報告を受けた場合、コーディネーターは地域代理に知らせる。地域代理は、告発に関する説明のある決定によって、それら訴えを検討するか否かを決定する。

第 30 条

属人区の信者が犯したという性的虐待或いは虐待（本規程第 4 条参照）に関する信憑性のある訴えを受けた場合、コーディネーターは、地域代理と合意の上で、直ちに推定被害者の両親もしくは代理人に連絡し、推定被害者とその家族の司牧的配慮について手配する。また、地域代理との合意の上で、推定被害者が心理面のサポートを受ける可能性について助言を行う。

第 2

公的権威への報告

第 31 条

第 1 項 霊的指導の守秘や和解の秘跡の封印を破る場合、あるいは CIC 第 1548 条第 2 項に定められた場合を除き、現行法に則り、本規程第 34 条に従って、

事実であると推定され未成年者に対する性虐待の告発或いはその他の報告は、公的権威に報告すべきである。

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、児童福祉法第 25 条 4) の規定ならびに児童虐待の防止等に関する法律第 6 条 5) に基づき、すべての国民に、通告する義務が全ての国民に課せられているため、児童相談所または各自治体の福祉事務所、警察などに通告を行い、児童虐待防止に資することが必要であるという認識を共有しなければならない。

a) それ故、民事法において犯罪として規定された行為に関する告発を受領した場合、

- 1 告発者が推定被害者或いはその代理人である場合、法律関係の状況を説明し、告発内容を公的権威に対しても告発するよう勧める。
- 2 正式の告発ではなく、第三者の提供するその他の情報、あるいは連絡事項であるときは、第三者が提供した情報や告知の場合、同じく、公権に連絡するよう勧めるが、できるだけ迅速に推定被害者、或いはその法定代理人に面会し、第 1 項の冒頭部分に従って行動するよう勧める。
- 3 推定被害者、或いはその代理人や情報提供者が公的権威に告発或いは報告することを拒否する場合は、事案の全状況を考慮の上、予備調査終了後、或いは推定される犯罪情報が真実かどうか調べた後、事案を警察に報告するか否かを検討する。
- 4 数年前に起こった事件の場合で、推定被害者が事件を知るに至ったのは成人になってからであれば、第 1 項に従って取り扱った後、告発者の決定に従って処理する。

b) 公的権威が要請し、正当に提供できる限り、常に公権に協力しなければならない。

第 2 項 警察の調査の結果、或いは、民事訴訟の判決の結果いかに関わらず、属人区は、教会の一部として、CIC 第 1717 条及び本規定に従って予備調査を開始する権利を有する。

a) 犯罪の可能性のある事案について情報を受けるにあたり、もし地域代理が関係当局によって既にこの件の調査、或いは裁判が始められていることを知った場合、民事規定がそのように定めているなら（本規程第 5 章参照）、そのときで予備調査開始を延期する。

- b) 教会法上の手続きは自律的に始められるべきであり、民事訴訟の決定とは独立して、教会法に則った結論を引き出さなければならない。
- c) 常に正義と理解と愛徳を持って行動すべきである。同時に躓きを避け、また躓きに対処すべきである。更に、関係者の評判を危うくすることのないよう注意しなければならない（CIC 第 1717 条、第 2 項参照）。

第 5 部

予備調査

第 1 章

予備調査の開始

第 32 条

コーディネーターは、本規程で扱われている性虐待についての告発或いは報告を受けると、直ちに地域代理に報告し、告発者或いは報告者及び推定被害者、もしくはその両親或いは代理人との間で交わされた話し合いの内容の記録文書を提出する。コーディネーターはそれらの話し合いで受けた印象をもとに、適切と思える助言をすることができる（本規程第 19 条参照）。

第 33 条

告発或いは、報告が本規程第 3 条に述べられた人の場合、地域代理は事件が発生したと思われる地域の裁治権者、また告発或いは報告対象事物の裁治権者、もしくは上長に報告する（VELM 第 3 条第 1 項参照）。

第 34 条

地域代理が受領した告発或いは報告の信憑性に疑問を持った場合、それらを諮問委員会に回し、調査を開始すべきかどうかについて意見を求める。調査委員会の意見を聞いた上で、地域代理は決定を下す。

第 1 項 決定を下す際には、何らかの方法で厳密な意味で告発と言えない事案でも、訴えの信憑性に疑いがなく、予備前調査が無駄でない限り、常に調査を行わなければならない。例えば、訴えられた側が告発或いは報告が虚偽でないことを確認し、責任を認めた場合である（CIC 第 1717 条参照）。このような場合であっても、事実の重要性と状況を調査することが望ましい。

第 2 項 特定の報告に信憑性がないという十分な根拠があり、調査を行わないと裁決を下す場合、地域代理はその事案に関する決定の中でその裁決を正式に表明し（CIC 第 51 条参照）、この件に関しては信憑性なしとすることの理由を明らかにすべきである。この決定の文書は機密記録保管所に保管するが、報告が特定の人物の具体的な情報あるいは特定の通告に由来する知らせの場合は、CIC 第 55 条に定められた方法に従って、事前にその決定を関係者に伝えなければならない。また関係者には CIC 第 1732～1739 条により、本決定に反して、属人区長に上訴を申し立てる可能性のあることを告げるべきである。

第 3 項 その知らせが正式の告発である場合は、それが信憑性に疑いがあっても、或いは真実性に欠ける場合であっても、法律で規定された方法に従って、その行為を適切に解明するため、常に調査を行わなければならない。調査をしないという決定ができるのは、告発が明らかに偽りであるときのみである。その場合、地域代理は CIC 第 1390 条を考慮しなければならない。

第 35 条

調査開始を決める場合、地域代理は CIC 第 1717 条に従って、本裁決を採用する旨の決定を公布し、以下の諸点を定める。

第 1 項 地域代理は迅速に自らの地域の公益保護管、或いは、代理者に予備調査を委任する。公益保護管、或いは、代理者は地域代理の権威のもとで、つねに、事案の進展具合を報告しつつ与えられた使命を果たす。それができない場合は、地域代理自身が調査をしなければならない（属人区長の指針、第 20 条参照）。

第 2 項 調査を行う者、そして、一般的に地域代理を補佐する者は、各々の事例において、教会法（CIC 第 1717 第 1 項と第 3 項、第 1428、及び第 1718 第

3項参照)に定められた補助的かつ諮問的な役割のみを果たすものとする。教会法が定める、調査の進行中及びその終了時に採用すべき決定は、共同の決定ではなく、個人的に地域代理に属する決定である。

第3項 決定の中で書記を指名しなければならない。

第4項 調査が完了するまでの間、特に再犯或いは躰きの恐れのある場合などには、裁治権者は賢明と判断される暫定処置を決定の文書に定める。これらの処置は、正当で重大な理由があるときに限られるが、既に認められている通常の権限による決定である。たとえば、年少者との接触から遠ざけること、一時的な交代、或いは調査の対象になっている人に関する予断をしたり評判を悪くしたりすることを避けるべきこと（CIC第1717条参照）。

第5項 地域代理は、調査の対象となっている司祭の役務行使を予防的に制限する措置を取るべきか否かに関して、諮問委員会に意見を要求することができる。諮問委員会は自ら進んで地域代理にこの種の勧めをすることもできる。

第6項 教理省に留保された事案の場合、地域代理は事件が起こった地域の裁治権者に調査に関する報告をしなければならない（VELM第3条第1項及び本規程の第10条参照）。

第36条

事案の状況（聞き取りをすべき人の人数と身分、容疑の性質など）を考慮して、地域代理は予備調査開始を告げる文書の中で、公益保護管またはその代理の他に、この種の任務に適した職業に従事する者の中からなる二名の調査官を選ぶことができる。例えば、弁護士、臨床心理士、ソーシャルワーカーに従事している人など。

第37条

通常、地域代理は、上記決定を発布した後、本条第1項の理由が認められる場合、48時間以内に、受理した訴えについて被告人に、調査開始を知らせ、決定の写しを手渡す。

第1項 未だ正式には犯罪を告発されていない場合、比例した重大な理由があれば、被調査人に知らせない旨の裁定を合法的に採用することができるが、決定にはそれについて言及すべきである。また、地域代理は、調査開始に当た

り、被調査人に調査の詳細と進展についてどの程度報告するかについて慎重に判断する。

第 2 項 報告を受け次第、望むならば、調査が行われる手続き__に弁護士或いは信頼できる相談役が同席できることを、被調査人に知らせる。

第 38 条

地域代理は、有罪が証明されるまでは誰であっても無罪であることを被調査人に伝え、可能な訴訟或いは刑事裁判に先立って行われる調査とはどのようなもので有るかを説明すべきである。また、告発者或いは報告者、推定被害者、或いはその家族と絶対に連絡を取るべきでないことに注意を促すべきである。

第 39 条

調査の目的は、事実とその状況、即ち、行為に関する事実と個人情報、時間、場所、その他について、更に罪状如何に関して（CIC 第 1717 条、本規程の付録 I 参照）、できる限り正確な情報を獲得することにある。

第 2 章

予備調査の進展

第 40 条

調査を行う者は、教会法及び民法の合法性を常に尊重し、調査の対象に関する情報収集のために必要だと判断される手段を使用することができる（CIC 第 1717 条、第 3 項参照）。面接をする場合は、面接を受ける者に、調査の存在および面接において知りうる情報に関して守秘義務があることを知らせるべきである。証言以前に有していた個人情報については、守秘義務を要求することができない（VELM, 第 4 条、第 3 項参照）。これら情報の取り扱いについては、キリスト教倫理の一般的基準に従う。

第 41 条

調査官の聞き取りに応じる者には、自らが選ぶ人物を同伴させる権利のあることを知らせなければならない。同伴者は教会法学者あるいは弁護士でも良い。面接を受ける者が年少者あるいは弱い立場にある人である場合、普段からこの人達の世話をしている家族あるいは専門家の少なくとも一人を同席させる。また会話の進展に役立つその他の手段を講じることとする。

第 42 条

調査官は、教会法の専門家、弁護士、あるいは被告人と被害者が助言者として選んだ他の人物に、調査の進捗状況に関して適切と思える情報を伝えなければならない（本規程、第 22 条、第 2 項 a、第 37 条第 1 項参照）。いずれにせよ、もし被告人あるいは被害者が、他の人の同席を望まないなら、調査の進捗状況についての情報は直接本人に伝えられる。

第 43 条

調査を行う者は、情報提供者あるいは告発者、訴えが他の人たちによってなされた場合は被害者、被告人および、情報や告発が言及する事柄を明らかにすることのできる人物に、面接を行うべきである。

第 44 条

被害者が未成年である場合、調査官は当人に聞き取りを行うのが適切かどうかを判断する。聞き取りを行うべきと判断した場合、まず被害者の両親、もしくはその代理人の明示的な了解を得て、面接はその人たちの同席を得て行われなければならない。

第 45 条

被調査人から聞き取りを行う前に、訴えの内容とその告発内容を当人に伝え、それに対して反論する機会を与える。被調査人が望むなら、反論は本人による書面、もしくは教会法の専門家や弁護士を通して行うことができる。また、そう望むなら、聞き取りの中で、調査官に対して口頭で抗弁することもできる。

第 46 条

被告人に聞き取りを行う場合、犯罪を告白する義務はないこと、宣誓を強要されることもないことを、明らかにしなければならない（CIC 第 1728 条 2 項）。

第 47 条

調査官並びに聞き取りを受けた人々は、聞き取りの報告書に、その内容を確認の上、署名する。この目的のために、聞き取りを録音することが許される。録音を文書に書き写す者は、職務上の守秘義務を遵守することを約束しなければならない。また、その記録には公証人の署名がなければならない。

第 48 条

この種の調査は、被害者にとっても調査官にとっても辛い試練になると思われるので、地域代理および諮問委員会会員はできるだけ短時間で終えるよう努力し、面接、その他の手続きについても、文書作成と結論の提示においても、遅延がないように監督すべきである。調査は、通常の場合 90 日を超えてはならない（CIC 第 201 条、第 1 項及び VELM 第 14 条第 1 項参照）。ただし、進行中の手続きが延長時間中に結論に達し、重要な要素を提供できると慎重に考えて言えるなら、地域代理は一定短時間の延長ができる。

第 3 章

予備調査終了

第 49 条

調査官は、調査事案についての結論を記載した報告書を地域代理に提出しなければならない（CIC 第 1717 条、および本規程 39 参照）。適切と思える助言や薦めがあれば、それも報告書に加えることができる。この報告書は、聞き取り調査（面接）についての報告に加えて、調査の間に受け取った参考になる資料（手紙など）があれば、それも共に提出できる。

第 50 条

地域代理は調査官の報告を諮問委員会に遅滞なく伝える。諮問委員会は、調査官の報告書について検討し、調査が完全で正しいものであるか判断するために、

できるだけ早く集まらなければならない。もし必要と判断されたなら、委員会は送られた報告書に必要な事項を付け加えるよう、地域代理に依頼することができる。その後、諮問委員会は、地域代理に、調査に関するすべての文書を提出するとともに、別に一つの書状を作成し、そこに諮問委員会の委員が調査官の結論に賛成であるかどうかと地域代理に提出すべき助言を明記する。その意見によって CIC, 第 1718 条第 3 項の勧告を果たしたものとする。

第 51 条

地域代理は届けられる報告と結論を注意深く検討する。

第 1 項 地域代理は必要だと判断した場合、事案を諮問委員会と調査官に戻し、不明な点を明らかにし、さらに調査をさせることができる。

第 2 項 調査を終了する前に、地域代理あるいは調査人は、常に関係者の同意をえた上で、CIC 第 1718 条第 4 項に従って、損害に関する問題を解決する（本規程第 5 章第 4 条参照）。

第 3 項 報告と結論が満足できるものであれば、調査の完了を宣言する決定をもって、予備調査を終了する（CIC 第 48 条以下および第 1718 条第 1 項参照）。

第 52 条

地域代理は調査終了の決定（規程第 51 条第 3 項参照）において次の諸点に考慮する。

第 1 項 教理省に留保されている犯罪の調査の結果、犯罪の可能性を示す要素が存在しない場合、属人区長に關係書類を送り、教理省に調査とその結果について知らせるだけでなく、教理省が別なことを指示しない限り、關係書類を機密記録保管所（CIC 第 1719 条、489 - 490 条参照）に保管する。同時に、被調査人及び、告発或いは情報の被害者とされていた人、それともその代表、諮問委員会に、決定の控えを送付するものとする。

第 2 項 教理省に留保されている罪の一つが犯された可能性があると考えたときは、

- a) 年少者が参加するいかなる属人区の活動にも、また他のいかなる司牧活動にも被告人が参加することを禁じ、被告人が自分の住むセンターの中だけで司牧活動をすることができることを示さなければならない。

- b) 地域代理は調査に関する書類および個人的意見を、教 理省に提示できるよう、遅滞なく属人区長に送るべきである。
- c) 公権に関して本規程第 31 条に従って調査を行っていること、および採用された決定が被調査人である聖職者（前項に關す禁止事項を提示する）、推定被害者あるいはその代理人、諮問委員会、推定性的虐待が行われた地域の教区司教、および被調査人が居住する教区の司教に書面の形で通知しなければならない。

第 3 項 教理省に留保された犯罪でない場合、地域代理は法律制定者が委ねる決定（CIC 第 1718 第 1 項、本規程の補足 II,III. 1-3 参照）を採用する。

- a) 被調査人には、年少者が参加するいかなる属人区の活動にも、また他のいかなる司牧活動にも参加することを禁じ、被告人が自分の住むセンターの中だけで司牧活動をすることができることを示さなければならない。
- b) 裁判の道を選択する場合は、調査の関係書類を、CIC 第 1721 条により、属人区裁判所の公益保護管に送り、CIC 第 55 条に従って、被調査人に決定を通知する。
- c) 同じく、地域代理は、調査された行動が国の法律によって犯罪の性格を持ちうる場合、本規程第 31 条に従って、関係権威者に連絡する、また同決定を被害者、諮問委員会、告発された行為が行われた教区の司教、並びに被疑者の在住する教区の司教に連絡され、被疑者には、年少者が参加する属人区のいかなる活動に参加することも禁じる。

第 4 項 犯罪行為でなくても、調査結果が虐待、あるいはその他の行いで、十全なキリスト教的生活を営む司祭あるいは信徒に固有な模範にそぐわない場合、地域代理は CIC 第 1718 条第 1 項 1 に關する結論を示す決定を出す。この決定には、適切だと判断される（本規程第 VII 章参照）予防的処分、あるいは償いの適用を追加する。

第 53 条

留保された犯罪ではなく、また告発あるいは報告に根拠がない場合、地域代理は調査完了の決定（CIC 第 1718 条第 1 項の 1 参照）を発令する。その決定には関係文書を機密記録保管所（CIC 第 1718 条、489 条～490 条参照）に保管するよう命じる文言を入れる。同様に、被調査人、並びに、告発あるいは連絡の中

で被害者とされている人、あるいはその代理人、および諮問委員会に、決定の写しを送る。

第4章 損害賠償問題

第54条

性虐待あるいは虐待によって、刑罰への予断なしに、罪ある行為に対して（CIC第128条参照） 償い、あるいは賠償する義務が生じる事がある。損害の賠償を要求する訴訟は、CIC第1729条から1731の規定に従って行われる。

第55条

上記の訴訟に替わる方法として、CIC第1718条に従って、調査完了の決定の前に（本規程52条参照）、不要な裁判を避け、被害についての問題を衡平に基づいて問題を解決するために、当事者の書面による合意を要求するか否かについて考慮すべきである。

第56条

衡平な解決を提案するために、文書を作成し、地域代理および両当事者あるいはその法的代理人が署名しなければならない。その文書において、両当事者は合意するだけでなく、本規程第54条に記載されている行為を後日行使しないことを約束しなければならない（CIC第1713-1716条参照）。合意文書は民法によって認められた方法で作成し、秘密条項は、なしとする。

第57条

地域代理は、合意の要求も損害問題に対する衡平な解決も、訴訟や刑事裁判を避けるための示談もない事を両当事者が正しく理解していることを確認しなければならない。

第6部

予備調査完了後の司牧的対応

第1章

被害者への司牧的対応

第58条

地域代理、もしくは地域代理に任命された者は、被害者、あるいは被害者が年少者の場合は被害者の両親、もしくは後見人と面会し、調査の結果を報告する。地域代理、もしくはその代理人と、被害者には、それぞれに他の一名が同席していなければならない。

第59条

訴えに信憑性が欠けることが判明し、教理省がその点を確認した場合、推定被害者に、その旨を伝え、慈しみをもって接し、必要で道理に叶う援助を提供しなければならない。

第60条

本規程第52条の決定を伝えるに当たり、犠牲者、そして必要ならその家族に、状況に合致すると判断される司牧的配慮を提供しなければならない。

第2章

被調査人に対する司牧的対応

第61条

被調査人に関しては、予備調査が終わった時点で訴えの信憑性が否定され、並びに国家の裁判で審理されない場合、あるいは審理の結果、無罪が決定した場

合、地域代理はあらゆる手段を講じて不正に訴えられた人物の名誉の回復に努める。この手段としては、以下のようなものがある。

第1項 被告人の無罪判決を公に宣言する。被告人が聖職者の場合、その役務に復帰させる。

第2項 地域代理は被告人が働く使徒的事業を訪問し、その仕事の同僚たちに被疑者の無罪を報告する。

第3項 不正に訴えられた人が不可避免的に被るトラウマから回復できるよう、必要な霊的心理的援助を提供する。

第62条

本規程第52第2項から4項に当たる場合、地域代理は、しかるべき通知を行うだけでなく、地域代理が適任と判断する専門家による医学的、心理的検診を自ら進んで受けるよう、被疑者に強く勧めることができる。地域代理は、被疑者に状況に応じた司牧的世話が提供されるよう配慮する。

第3章

その他の関係者への司牧的対応

第63条

虐待の被害者は社会から白眼視される場合もあり、その両親は子供への心配りが不十分であったと自責の念に駆られることもある。地域代理は、考えられる心理的・精神的トラウマから回復できるよう、援助する方法を考えなければならない。

第64条

性虐待を犯した者が、事件を起こした地域で非常に名の通った人物である場合がある。当人を知る人々が、怒りと幻滅、不快、裏切られたとの気持ち、耳にすることを信じることへの抵抗、苦悩、被害者への同情などの反応を示すことがもある。地域代理は諮問委員会の助けを受けて、適切であると判断すれば、

このような精神状態に対する手立て注意深く検討し、司牧的、心理的に適切と思われる手段を講じなければならない。

第7部

予備調査終了にあたり考慮すべき罰則と償い

第65条

予備調査が終了した時点で、十全なキリスト教的生活を営む司祭あるいは信徒に固有な模範的な態度に反する、他の動機による軽率な、あるいは非難されるべきで行いが確認されたが、教会法上の犯罪にならないゆえ、刑事訴訟をすべきでない場合（CIC 第 1718 条第 1 項参照）、地域代理は、諮問委員会と共に、CIC 第 1339 条、あるいは第 1319 条および『規約』 30 番に従って行動する。

第66条

第 1 項 本規程の第 65 条に当たる事例の場合、地域代理が、CIC 第 1339 条に従って、当該信者に訓戒すべきである、あるいは咎めるべきである、あるいは、態度を変えない限り『規約』 32 番に従って、属人区から追放されることを正式に警告すべきであると判断すれば、予備調査完了を告げる決定において、そのように定める。また訓戒あるいは叱責を行ったことの実質的な内容をまとめて、地域代理、あるいは職務上その代わりをなす者、書記、および当事者が署名した議事録に記録を残さなければならない。

第 2 項 当事者が署名を拒んだ場合、書記は本人が拒否した旨を議事録に記録する。その文書（書類）は、機密保管所に保存する（CIC 第 1339 条、第 3 項、第 489 条参照）。

第67条

第 1 項 訓戒あるいは叱責に効果がなかった場合、あるいは、当然そうなるだろうと予見される場合、地域代理は、当事者が正確になすべきことと避けるべきことを命じる刑罰命令（CIC 1319 条 1 項、第 49 条参照）を与える。その命

令には、従わなければ与えられる特定の罰（CIC 第 1315 条第 2 項参照）が定められてある。

第 2 項 刑罰命令において定められる刑罰は、改善的刑罰、あるいは永久的でない贖罪的刑罰（CIC 第 1312 条参照）であり、属人区からの退出（『規約』30 番参照）も除外されない。

第 3 項 当事者が命令に従わない場合、定められた罰を科すため（付録 II 参照）、CIC 第 1720 条の行政的な手続きに従わなければならない。

付録 I

この補遺には、性虐待の訴えについての予備調査を行う場合、特に重要となる法的文書と若干のコメントが載せられている。

A 未成年への性虐待：教会法と一般法のとらえ方

A.1. 自発教令 *Sacramentorum sanctitatis tutela* (2001 年 4 月 30 日。最終改正、2010 年 5 月 21 日)

6 条 1 項 道徳に反する最も重大な犯罪、教理省の判断に保留される犯罪：

1. 18 歳以下の未成年者に対して聖職者によって犯された、第六戒に反する犯罪。この項において、通常理性の判断が完全にできない人も 18 歳以下の未成年者と同じと考えられる。
2. 聖職者が、そのやり方や手段を問わず、14 歳以下の未成年者のわいせつな画像を、みだらな目的のために取得、保持、または流布すること。

A.2. 非常に極めて重大な犯罪 (*graviora delicta*) に関する教理省の手順と実践

この犯罪に関しては、教理省の実践に関しての若干の考察が重要である。

- a) 自発教令は「未成年者への犯罪」 (*delictum cum minore*) という表現を使っている。この表現は単に肉体の直接の接触だけではなく、間接

的なわいせつ行為（例えば、未成年者にポルノ画像を見せることや自分の性器を見せることなど）も意味する。

- b) **CIC1395** 条 2 項は、**16** 歳以下の未成年者との犯罪を扱っている。他方、自発教令は **18** 歳以下の未成年者との犯罪を扱う。それゆえ、犯罪の分類はより複雑となる。実際、ある専門家は児童愛好（児童に性的魅力を感じる）と言うだけでなく、青年愛好（青年に性的魅力を感じる）、同性愛（同性の大人に性的魅力を感じる）、異性愛（異性の大人に魅力を感じる）とも言えると指摘する。**16** 歳から **18** 歳の青年には、同性愛者にとっても異性愛者にとっても性的魅力を感じさせるものがある。**16** 歳は法律的に性的行為（同性とも異性とも）に同意できる年齢とされる国もある（日本は **13** 歳から）。自発教令は、それが児童愛であろうが、青年愛であろうが、同性愛であろうが、異性愛であろうが、**18** 歳以下の人間との第六戒に反するあらゆる行為を犯罪と考えている。とはいえ、この区別は心理学的、司牧的、法律の見地からすると重要である。その区別は、司教と裁判官に、罪の深刻さを評価し、有罪の聖職者の更正のため、躓きの補償と正義の回復のための道を選ぶ際、助けとなるだろう（**CIC1341** 参考）。

A.3. 日本の司教協議会によって認可されたガイドライン(2012年4月12日)。

- II. 1. 子どもへの性虐待とは「**18** 歳未満の児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること。性器や性交をみせたり、わいせつなビデオ、図書、ポルノグラフィーを見せたり、性的興奮を喚起するような話をする、被写体などを強要すること、自らの性器を児童に意図的に押し付け、触らせ、見せる等の行為や未遂も含めて児童との性交等」をさします。性虐待は女子ばかりでなく男子も被害の対象になります。
- II. 2 子どもへの性虐待は、倫理的にゆるされない行為であると同時に、日本の法律上、犯罪にあたります。日本で適用される法律は、刑法 **176** 条(強制わいせつ)、同 **177** 条(強姦)、同 **178** 条(準強制わいせつ及び準強姦)、同 **178** 条の 2(集団強姦等)があります。なお、刑法第 **176** 条から **178** 条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができません(同 **180** 条)。また、「児童福祉法」、「児童虐待の防止等に関する法律」、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、各都道府県・政令市レベルで制定される条例が適用されます。民事上は、民法第 **709** 条で不法行為(損害賠償)が問われます。

II. 3 教会の規定では、18歳未満の未成年者への聖職者による性虐待は、教理省の非常に深刻な犯罪(*delicta graviora*)のリストに含まれており、さらに児童ポルノグラフィの取得、所持、もしくは配布も犯罪であるとみなされています。

A.4. 日本国の法律

「児童買春、児童ポルノに関わる行為などの処罰および児童の保護などに関する法律」

「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為（…））をすることをいう（第二条2）。児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する（第四条）。児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。（第七条4）

「インターネット異性紹介事業を利用して、児童を誘引する行為の規制に関する法律」

紹介事業を営む人に義務づける以外の、この法律の規定。

第二章 児童に係る誘引の禁止。第六条 何人も、インターネット異性紹介事業を利用して、次に掲げる行為（以下「禁止誘引行為」という）をしてはならない。一 児童を性交等（性交若しくは性交類似行為をし、（…））。二 人（児童を除く。第五号において同じ。）を児童との性交等の相手方となるように誘引すること。三 対償を供与することを示して、児童を異性交際（性交等を除く。次号において同じ。）の相手方となるように誘引すること。四 対償を受けることを示して、人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。五 前各号に掲げるもののほか、児童を異性交際の相手方となるように誘引し、又は人を児童との異性交際の相手方となるように誘引すること。「第六条（第五号を除く。）の規定に違反した者は、百万円以下の罰金に処する」（第三十三条）。

「刑法」

暴行又は脅迫を似て十三歳以上の婦女を姦淫したる者は強姦の罪と為し六月以上十年以下の有期懲役に処す。十三歳に満たざる婦女を姦淫する者亦同じ（第一七七条）。

「児童福祉法」、

第六十条： 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十四条： 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。（…）児童に淫行をさせる行為（その六）。

「児童虐待の防止等に関する法律」、

第八十二条：（…）その二： 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

B. 信憑性のある訴え

CIC1717条1項。「裁治権者は、少なくとも真実らしく思われる犯罪について情報を得る場合、そのつど自ら、又は他のふさわしい人によって、事実、状況及び有責性を慎重に調査するものとする。ただし、この調査が全く不必要と思われる場合はこの限りではない」

「得られた情報が犯罪の実行の可能性を示すものであれば、捜査を開始するための積極的な条件となります」（Josemaría Sanchís, *Comentario al Canon 1717 en Código de Derecho Canónico, Comentario Exegético, EUNSA*）というのは真実ですが、十誡の第六の戒律に対する違反は、目撃者の前で行われることは非常に稀であることに留意すべきであるので、忘れてはならないのは、この事件の微妙さを考慮して、現在の方向性は、犯罪が明らかに不可能な場合にのみ、妥当性の欠如という判断が下されるということである。（*Linee guida per la protezione dei minori e delle persone vulnerabili, Vicariato della Città del Vaticano, 26 marzo 2019, F-6 参照*）。

予備調査の目的は、申し立てられた事実の真実性の外観が確認されるかどうかです。しかし、刑罰を科すのに必要な社会通念上の確実性が得られるのは、予備調査の後に行われる教会法の規範に従って行われた裁判それとも、裁判を行わずに下した決定によってある。そのため、予備捜査が終わった時点では、被捜査者はまだ有罪とはみなされません。被告者罪を認めた場合は、確立された手続きに代わるものではありません。

C. 有責性

CIC1717 条 1 項。「裁治権者は、少なくとも真実らしく思われる犯罪について情報を得る場合、そのつど自ら、又は他のふさわしい人によって、事実、状況及び有責性を慎重に調査するものとする。ただし、この調査が全く不必要と思われる場合はこの限りではない」。

有責性という言葉は何を意味しているのか。いつ容疑が被告人の責任だと考えることができるのか。

有責性とは、行為または不作為が故意または過失により法を侵害した限りにおいて、その行為または不作為が加害者に帰属する性質のことです。刑法（教会法の刑法にも同じ）に固有の言葉遣いでは、「故意の違法行為を故意行為」（犯意行為）、怠りによる違法行為を「過失行為」と呼ぶ、次の条文は、教会法典で定められた有責性の二つの形です。

CIC1321 条

1 項 法律又は命令の外的違反が、故意または過失のため重大な有責性のあるものでない限り、なんびとも処罰されない。

2 項 法律又は命令に故意に違反した者は、法律又は命令によって制定された刑罰を免れない。ただし、法律又は命令が別段に定める場合を除き、故意によらず不注意による違反者は処罰されない。

3 項 外的違反がなされた場合は、有責性があったものと推定される。ただし、しからざることが明白である場合はこの限りではない。

D. 教会法と国家法における性虐待についての規定

「誰でも犯罪を訴える権能を持つ。『訴える』というのは広義の意味で、犯罪について当局に知らせる行為を言う。犯罪の訴えはただ権能だけではなく、場合によっては道徳的、あるいは法律的な義務でもある。（...）しかしながら、犯罪の訴えは刑事訴訟を前提とするものでも、被告人の有責性を証明する義務を伴うものでもない。ただ裁治権者の命令による公益保護官だけが刑事訴訟を行う権利を持ち（CIC1430 条、1721 条 1 項）、被害者の側は決して持たない。」
（Josemaría Sanchís, Comentario al Canon 1717 en Código de Derecho Canónica, Comentario Exegético, EUNSA）。

刑事訴訟は刑罰を科刑又は宣告のための裁判を開始することを目的とする。刑事訴訟を行う可能性には時間の経過によって消滅する。これを時効と呼び、法律によって規定されている。被害者は損害賠償の申し立てを刑事裁判自体の中で行うことができる（CIC1596、1729 条 1 項）。

D.1 2001 年 4 月 30 日付けの自発教令 *Sacramentorum sanctitatis tutela*(SST)（最終改正、2010 年 5 月 21 日）。

第 7 条 1 項 教理省がもつ個々のケースのために時効を無効にする権利を侵害することなしに、教理省に留保された犯罪に関する刑事訴訟は 20 年で時効となる。

2 項 時効は CIC1362 条 2 項、CCEO1152 条 3 項の定めに従って起算される。しかし、6 条 1 項 1 の犯罪においては（18 歳以下未成年者に対して聖職者が行った第六戒に反する犯罪）、時効は被害者が 18 歳になった時点から起算される。

D.2 日本国の法律

(1) 民事上の責任（損害賠償）について。民事上の不法行為責任は、加害者を知ってから 3 年で消滅時効となります（民法 724 条）。とはいえ、親権者が加害者の場合、未成年者は親権者の同意がなければ民事訴訟を起こせません。そこで、成年者となった日（20 歳になった日または 20 歳未満で婚姻した日）から 6 ヶ月は時効が成立しません（民法 158

条 2 項)。よって、この 6 ヶ月の期間内であれば損害賠償を請求できます。

(2) 刑事上の責任（刑罰）について。刑事上の公訴時効は被害者の年齢等とは無関係に進行します。よって、成立した犯罪による公訴時効期間経過前であれば、警察や検察に告訴することが可能です。ただし、実際に犯罪として起訴するかは警察や検察の判断となります。なお、成立したのが傷害罪（故意にケガをさせる罪、刑法 204 条）であれば、公訴時効は行為の日から 10 年です（刑事訴訟法 250 条 2 項 3 号）。第 250 条 2 項、時効は、(...) 次に掲げる期間を経過することによって成立する。

1. 死刑に当たる罪については 25 年
2. 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については 15 年
3. 長期 15 年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については 10 年
4. 長期 15 年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については 7 年
5. 長期 10 年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については 5 年
6. 長期 5 年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については 3 年
7. 拘留又は科料に当たる罪については 1 年

付録 II

CIC の裁判を行わずに刑事規定の手引き

1. 行政上の手続きを利用することに対する属人区長の承認を受けた後、地域代理は、遅滞なく被告とその弁護士を召喚する(CIC 第 1509 条参照)。弁護士と一緒に出頭するよう警告し (CIC 第 1483 条参照)、CIC 第 55 条に基づき、予備調査終了の決定 (本規程 52 条参照)、属人区長の続行承認、CIC1720 条 1. に基づく正式な告発と証拠を通知されるように。

2.1 告発のための出場には、地域代理またはその委任者、被告人、書記が出席しなければならない。書記は、最後に出席者全員が署名する議事録の作成を担当する。

2.2 地域代理または書記は、告発状およびその根拠となる証拠のリストを被告人に読み上げる。口頭または書面による通知は、告発のすべての側面に対して被告人が適切に弁明する機会が与えられるよう、必要に応じて補足を加える。

2.3 正当に召喚された被告人が出頭しない場合、手続きは可能な限り CIC 第 1592 条と 1593 条の表示に従って行われるものとする。

2.4 同時に、地域代理（CIC 第 1342 条 3 項参照）は、CIC 第 1722 条で想定されている目的のために必要であると考えられる場合には、自分が決定した可能な予防措置を被告人に通知することができる。

2.5 終了後、議事録に署名する前に、地域代理は次回の審問の日時を定め、被告人が弁護の準備をし、都合のよいと思われる証拠を提出するのに十分な時間を与え、常に CIC 第 1728 条 2 項を念頭に置く。

2.6 提案された証拠の中に証言または専門家の発言がある場合、地域代理は決定によって提案された各証人および専門家を召喚し、CIC 第 1509 条に従ってその召喚を通知しなければならない。

3.1 弁論および弁護の証拠を提出するための審問には、地域代理、被告人とその辩护人、および少なくとも 1 人の書記または 2 人の証人が出席しなければならない。地域代理は、CIC 第 1526 条～第 1586 条の方針を参考にしながら、自分が賢明だと判断した方法で会議を開催する。

3.2 必要な場合には、辩护人の権利を制限することなく、不必要な遅延を回避するために、地域代理人は、可能な限り短い時間内に、証拠の提示を完了するために必要な連続した出頭を決定しなければならない。

3.3 証拠の提出が完了したら、CIC 第 1725 条の規定を考慮して、結論を簡潔に示さなければならない。

3.4 すべての場面で、書記、または書記が不在の場合は証人の一人が議事録を作成し、最後に出席者全員が署名する。

4.1 証拠の提示が完了すると、地域代理はできるだけ早く諮問委員会と会合を持ち、審問や手続きで行われたすべての証拠や申し立てを慎重に評価する（CIC 第 1720 条 2 項参照）。CIC 第 1526 条～第 1586 は、証拠の評価のためのガイドラインとして役立つ。

4.2 不必要に長引かせてはならないこの評価の後、犯罪行為が消滅していないことを確認した上で（CIC第1362条参照）、虐待とその帰責性（1720条3番）について確信（1342条3項によるCIC第1608条参照）を得た場合、地域代理は断罪の判決を出さなければならない。

4.3 一方、このような社会通念上の確信を得ることができない場合や、被告人の無実が証明された場合（CIC第1726条参照）には、必要に応じて、法律で定められた予防的処分、あるいは償いを利用する可能性を考慮して、理由を付した無罪判決書を出さなければならない（CIC第1339条～第1340条参照）。

4.4 後者は、4.2号で言及されている場合において、刑事訴訟が消滅した場合には、いかなる場合であっても行わなければならない（CIC第1362条参照）。

5.1 罰則付きの断罪判決では、地域代理は到達した確信の理由を述べなければならない。すなわち、どんな告発事実が訴訟手続において証明されたか、それがどのような法的資格に値するかと、どのような関連事情が同様に証明されたと考えるか、どのような理由でこれらの事実と事情に関する有罪を宣告された人の抗弁が有効でないと考えるか、また、どのような法律の規定が表明された資格に従って事件に適用されるかである。判決に関する規則は、特にCIC第1608条、第1611条、第1612条に記載されている規則が、この決定の論理的構造のガイドとなりえる。

5.2 さらに、有罪となった人に課される罰則は、正確かつ断定的な方法で表現されなければならない。この点について決定するためには、地域代理はCIC第1342条～第1350条の規範に従わなければならない。

5.3 罰則判決は、通常の方法で日付、署名及び連署をしなければならない（CIC第474条参照）。CIC第55条と第56条に従って、15日以内に有罪を宣言された人に通知される。

5.4 その判決は、CIC第1732条～第1739条に従って、その決定に対して、解決されている間は停止的な効果を持つ（CIC第1353条）、属人区長へ上訴が可能であることを示さなければならない。

付録 III

未成年者への性的虐待の犯罪が確認された場合の教会法によるの対応

1. 属人区のメンバーによる未成年者への性的虐待の単独行為が加害者によって認められた場合、あるいは教会法の規範に従って行われた裁判および、裁判を行わずに下した決定で確認された場合、地域代理は加害者が属人区で継続するのに適しているかどうかを判断します。

2. 記にかかわらず、未成年者または弱者に対する虐待の罪を犯したことで有罪となった人は、司牧的または使徒的な任務または職務から排除される。ただし、心理的・精神的な回復と社会復帰のための適切な支援を提供する。

3. 属人区の対応する規範を考慮して（『規約』28 番～35 番参照）、地域代理は虐待の加害者が属人区長にオプス・デイに属する資格の免除を求めるよう提案する（同第 31 番参照）。それとも、属人区長に犯罪人がオプス・デイからの追放処分を提案することができる。すべての場合において、オプス・デイの規約および一般的に教会法が、法律に従って断罪された信徒に対して認めている権利は尊重されます。

4. これらの罪を犯した司祭や助祭に適用される刑罰については、SST6 条 2 項と 21 条 2 項の規定が適用されます（教理省、2011 年 5 月 3 日の回覧文書、II 参照）。

4.1 未成年者に対する性的虐待行為を行った司祭と助祭は、いつでも聖職者としての身分に伴う義務からの免除を申請することができる。

4.2 極めて重大な事由にでは、オプス・デイ属人区長は、犯罪の実行が明確に立証され、犯罪者に弁明の機会が与えられた後に、犯罪者の聖職者としての身分からの追放とともに独身を守る義務の免除を教皇の決定に直接委ねるよう、教理省に求めることができる（SST, 第 21 条 2 項 2 番参照）。

5. 虐待が発生した教区の司教には、事件の解決について報告される。

6. 未成年者にとって危険な場合や、共同体にとって躓きの危険性がある場合は、聖職者の公の職務執行への復帰は除外される（参照：教理省、2011年5月3日付回覧文書、III、i）。

7 未成年者に対する性的虐待行為を行った属人区の司祭または助祭は、司祭または助祭が子どもや若者に危険を及ぼした、または及ぼす可能性があることを示すその他の情報を、地域代理が最初にその教区の司教に詳細に伝えない限り、他の教区で司祭または助祭の任務を任されたり、他の教区に異動してそこでの聖職者としての任務を遂行することはできない。

付録 IV

日本のオプス・デイ属人区の信者に帰せられる、未成年者への性虐待についての報告書

この報告書を提出する前には、求められているすべての情報を持つ必要はない。

1) 本報告書の提供者

姓名

住所 郵便番号

電話番号

メール・アドレス

2) 容疑者

姓名：

住所 郵便番号

電話番号 メール・アドレス

年齢、性別（男・女）

3) 被害を受けたと推定される人物

姓名

住所 郵便番号

電話番号 メール・アドレス

年齢、性別（男・女）、虐待を受けたときの年齢：

4) 被害者が未成年の場合、親、または代理人

姓名：

住所 郵便番号

電話番号：

5) 容疑の目撃者の姓名、住所、電話番号（必要なら別の紙を使うこと）

姓名：

住所 郵便番号

電話番号：

姓名：

住所 郵便番号

電話番号：

姓名：

住所：

電話番号：

6) 容疑についての聞き取り情報を持つ人